

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部介護保険課

1 補助金の名称等

26年度調査

補助金の名称	生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助金								
根拠規定等	文京区社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱 文京区社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業補助要綱 文京区介護保険サービス提供事業者による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事業実施要綱 文京区介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業補助要綱								
創設年月	平成	14	年	2	月	経過年数 〔自動計算〕	12年	終了予定年月	
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号			
	5 民生費	1 社会福祉費	3 介護保険費	4 利用者負担額軽減制度事業	1 利用者負担額軽減制度事業				
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input checked="" type="checkbox"/> 扶助的補助 <input type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人及び介護保険サービス提供事業者が、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とする					
補助事業等の内容	軽減額を一旦事業者が全額負担し、50%を補助金として文京区に申請する。					
補助対象経費の内容	軽減額の負担割合は、事業者と文京区で各50%。区負担分のうち社会福祉法人については国50%、都25%、文京区25%。サービス提供事業者については、都区各50%。					
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他					
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 東京都に当該軽減事業参加の届出を行っている介護保険事業者					
補助金の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 定率 (補助率 1/2) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)					
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位) <input type="checkbox"/> 規定なし <input type="checkbox"/> その他					
	〔その他の場合は具体的に記入〕 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕					
公募の状況	非公募					
実績報告書時における用途の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書(写し) <input type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 ()					
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独	負担割合	区 1/8	国 1/4	都 1/8	補助対象者 1/2
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)	上乗せの内容・理由				

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	低所得者対策として必要である。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	高齢者・介護保険事業計画に負担軽減対策として位置付けられている。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	低所得者対策は区が行うものである。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	低所得者が必要な介護保険サービス利用ができない場合がある。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	都に当該軽減事業参加の届出を行うことにより対象となる。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	東京都に届出を行った介護保険指定事業者が対象となっている。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	介護報酬は一律なため、他の方法で本人負担を軽減することは困難なため代替策はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	当該軽減制度を利用している被保険者は、サービスを継続的に利用しているため効果はある。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	当該軽減制度を利用している被保険者は、サービスを継続的に利用しているため効果はある。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	利用者負担を軽減することで、介護保険の利用が促進され、区民に還元されている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	実施要綱及び補助要綱を整備したうえで実施しているものであり、法令等には抵触していない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	介護保険指定事業者が対象となるため合致している。。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	領収書写しにより利用者の支払内容を確認している。

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	1,001	896	774	936
決算(予算)額	4,458	3,850	3,429	4,966
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	2,670	2,341	2,044	2,967
その他	0	0	0	0
一般財源	1,788	1,509	1,385	1,999
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	26年度は社会福祉法人福音会他8社会福祉法人に対し3,327,211円、ケアワーク弥生他10サービス提供者(一般法人)に対して101,925円の補助を行った。			

5 課題及び今後の方向性

引き続き制度周知に努めるとともに、区内社会福祉法人で唯一当該制度に参加していない社会福祉法人に対して参加を求め、低所得者の利用者負担軽減を図っていく。